



# 島根県報

平成23年11月8日（火）

第2,340号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

身体障害者福祉法の規定による医師の指定

（障がい福祉課） 2

保安林の指定の解除（4件）

（森林整備課） 2

**【正 誤】**

平成22年3月16日付け島根県報号外第41号中

（道路維持課） 3

**告 示****島根県告示第726号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成23年11月 8 日

島根県知事 溝口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
花田 卓也	小児科	松江市立病院	松江市乃白町32	平成23年10月27日
高吉 宏幸	神経内科	大田市立病院	大田市大田町吉永1428-3	平成23年10月27日
森 隆治	整形外科	隠岐広域連立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成23年10月27日

**島根県告示第727号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年11月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市金城町小国ハ405-3からハ405-5まで、ハ406-10からハ406-13まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**島根県告示第728号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年11月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市金城町小国ハ396-6、ハ398-4
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**島根県告示第729号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年11月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市金城町小国406－9
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

#### 島根県告示第730号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年11月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市金城町小国ハ396－5、ハ398－3
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**正**

**誤**

平成22年3月16日付け島根県報号外第41号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第189号の表中	鹿足郡津和野町中座イ 271番1地先から同2196 番1地先まで	鹿足郡津和野町中座イ 271番1地先から同イ196 番1地先まで
		鹿足郡津和野町中座イ 2196番1地先から同町 鷺原イ551番地先まで	鹿足郡津和野町中座イ 196番1地先から同町鷺 原イ551番地先まで